

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成30年1月19日

今治市監査委員 川口 義輝
同 藤原 秀博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
城東公民館	平成29年12月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 敷地内に、現在使用されていないバイクが放置されたままとなっていた。他の不要物品等も確認し、適切に処分等をされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 使用していないバイクについては11月17日に処分、対応した。他の物品等も状況を調べ、適切に管理・運用されていることを確認した。</p>	